

○法務省令第二十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号及び第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特 定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業 上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一 号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は 経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定 する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針に のっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第二号に規 定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、 第二号、第四号から第九号まで又は第十三号から第 十六号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運 用方針で定める水準を満たす技能とする。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特 定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業 上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一 号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は 経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定 する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針に のっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第二号に規 定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、 第二号から第八号まで、又は第十一号から第十四号 までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針 及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、</p>

<p>「二・二 略」</p> <p>三 リネンサプライ分野</p> <p>四 十一 「略」</p> <p>十二 物流倉庫分野</p> <p>十三 十八 「略」</p> <p>十九 資源循環分野</p>	<p>法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。)で定める水準を満たす技能とする。</p> <p>「二・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 十一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十一 十六 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。